

八尾市職員給与条例及び八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正
新旧対照表

(1) 八尾市職員給与条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第42条 略 (期末手当) 第42条の2 略 2 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とし、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員に対する同項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。 4～6 略 第42条の3・第42条の4 略 (勤勉手当) 第42条の5 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額 3・4 略 第43条～第50条 略</p>	<p>第1条～第42条 略 (期末手当) 第42条の2 略 2 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とし、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員に対する同項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。 4～6 略 第42条の3・第42条の4 略 (勤勉手当) 第42条の5 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3・4 略 第43条～第50条 略</p>

(2) 八尾市職員給与条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第42条 略 (期末手当) 第42条の2 略 2 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とし、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員に対する同項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とする。 4～6 略</p>	<p>第1条～第42条 略 (期末手当) 第42条の2 略 2 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とし、特定任期付職員給料表の適用を受ける職員に対する同項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とする。 4～6 略</p>

<p>第42条の3・第42条の4 略 (勤勉手当) 第42条の5 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3・4 略 第43条～第50条 略</p>	<p>第42条の3・第42条の4 略 (勤勉手当) 第42条の5 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3・4 略 第43条～第50条 略</p>
---	---

(3) 八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例 (第3条関係)

現 行	改 正 案
<p>第1条～第6条 略 (全時間勤務会計年度任用職員の期末手当) 第7条 全時間勤務会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第42条の2 (第3項及び第5項を除く。)、第42条の3及び第42条の4の規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第4項中「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「給料及びこれ」と読み替えるものとする。 第8条～第12条 略 (短時間勤務会計年度任用職員の期末手当) 第13条 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第42条の2 (第3項及び第5項を除く。)、第42条の3及び第42条の4の規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第4項中「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額に対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額にその者の1週間当たりの勤務時間に4を乗じた数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>	<p>第1条～第6条 略 (全時間勤務会計年度任用職員の期末手当) 第7条 全時間勤務会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第42条の2 (第3項及び第5項を除く。)、第42条の3及び第42条の4の規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の130</u>」と、同条第4項中「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料及びこれ」と読み替えるものとする。 第8条～第12条 略 (短時間勤務会計年度任用職員の期末手当) 第13条 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第42条の2 (第3項及び第5項を除く。)、第42条の3及び第42条の4の規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の130</u>」と、同条第4項中「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額に対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額にその者の1週間当たりの勤務時間に4を乗じた数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</p>

第14条・第15条 略

附 則

1・2 略

(八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において前項の規定による廃止前の八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例(以下「旧条例」という。)附則第2項に規定する嘱託員であった者のうち、施行日に引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているもの(以後引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているものを含む。)については、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日までの間、給与条例第42条の5の規定に準じて勤勉手当を支給する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)附則第3項前段の規定の適用を受ける全時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に第1号に定める割合を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「第42条の2第4項及び第5項の規定」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第7条の規定により読み替えられた第42条の2第4項の規定」と、八尾市職員の育児休業等に関する条例(平成4年八尾市条例第7号)第5条の3第2項中「職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。))」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

4~10 略

る。

第14条・第15条 略

附 則

1・2 略

(八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において前項の規定による廃止前の八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例(以下「旧条例」という。)附則第2項に規定する嘱託員であった者のうち、施行日に引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているもの(以後引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているものを含む。)については、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日までの間、給与条例第42条の5の規定に準じて勤勉手当を支給する。この場合において、第7条中「第2項中「100分の120」とあるのは「100分の130」と、同条第4項中」とあるのは「第4項中」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)附則第3項前段の規定の適用を受ける全時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に第1号に定める割合を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「第42条の2第4項及び第5項の規定」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第7条の規定により読み替えられた第42条の2第4項の規定」と、八尾市職員の育児休業等に関する条例(平成4年八尾市条例第7号)第5条の3第2項中「職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。))を除く。))」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

4~10 略

(4) 八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(第4条関係)

現 行	改 正 案
<p>第1条~第6条 略 (全時間勤務会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第7条 全時間勤務会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第42条の2(第3項及び第5項を除く。)、第42条の3及び第42条の4の規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の130</u>」と、同条第4項中「給料(育児短時間勤務職員等)にあつては、給料月額を算</p>	<p>第1条~第6条 略 (全時間勤務会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第7条 全時間勤務会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第42条の2(第3項及び第5項を除く。)、第42条の3及び第42条の4の規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の125</u>」と、同条第4項中「給料(育児短時間勤務職員等)にあつては、給料月額を算</p>

出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料及びこれ」と読み替えるものとする。

第8条～第12条 略

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)

第13条 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第42条の2(第3項及び第5項を除く。)、第42条の3及び第42条の4の規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第2項中「100分の120」とあるのは「100分の130」と、同条第4項中「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額に対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額にその者の1週間当たりの勤務時間に4を乗じた数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

第14条・第15条 略

附 則

1・2 略

(八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において前項の規定による廃止前の八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例(以下「旧条例」という。)附則第2項に規定する嘱託員であった者のうち、施行日に引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているもの(以後引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているものを含む。)については、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日までの間、給与条例第42条の5の規定に準じて勤勉手当を支給する。この場合において、第7条中「第2項中「100分の120」とあるのは「100分の130」と、同条第4項中」とあるのは「第4項中」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)附則第3項前段の規定の適用を受ける全時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に第1号に定める割合を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「第42条の2第4項及び第5項の規定」とあるのは「八尾市会計年度任用職

出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料及びこれ」と読み替えるものとする。

第8条～第12条 略

(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当)

第13条 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当については、給与条例第42条の2(第3項及び第5項を除く。)、第42条の3及び第42条の4の規定を準用する。この場合において、給与条例第42条の2第2項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同条第4項中「給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)、扶養手当及び市長が定める手当の月額並びに給料及び扶養手当の月額の合計額に対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)第9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額にその者の1週間当たりの勤務時間に4を乗じた数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

第14条・第15条 略

附 則

1・2 略

(八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において前項の規定による廃止前の八尾市嘱託員等の報酬等に関する条例(以下「旧条例」という。)附則第2項に規定する嘱託員であった者のうち、施行日に引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているもの(以後引き続いて全時間勤務会計年度任用職員として任用されているものを含む。)については、その者が60歳に達する日以後における最初の3月31日までの間、給与条例第42条の5の規定に準じて勤勉手当を支給する。この場合において、第7条中「第2項中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同条第4項中」とあるのは「第4項中」と、給与条例第42条の5第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額」とあるのは「総額は、八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八尾市条例第25号)附則第3項前段の規定の適用を受ける全時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に第1号に定める割合を乗じて得た額の総額」と、同条第3項中「第42条の2第4項及び第5項の規定」とあるのは「八尾市会計年度任用職

員の給与等に関する条例第7条の規定により読み替えられた第42条の2第4項の規定」と、八尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八尾市条例第7号）第5条の3第2項中「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

4～10 略

員の給与等に関する条例第7条の規定により読み替えられた第42条の2第4項の規定」と、八尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年八尾市条例第7号）第5条の3第2項中「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

4～10 略